

## 「小鳥のオウム病の検査方法等ガイドライン（暫定版）」について

平成14年1月22日  
各都道府県、政令市、特別区衛生主幹部（鳥）  
感染症対策担当者あて  
厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡

小鳥のオウム病対策については、平成14年1月17日付け健感発0117001号及び0117002号通知によりその徹底を御願いしたところですが、今般、標記の「小鳥のオウム病の検査方法等ガイドライン（暫定版）※」を国立感染症研究所ウイルス第一部リケッチア・クラミジア室の協力を得て取りまとめましたので、業務の参考として配布いたします。

ガイドラインでは、採取が比較的容易な小鳥の糞便を検査対象として、迅速な判定を行うための検査方法を提示しました。また、陽性と判定された鳥の治療方法についても併せて提示しました。

なお、このガイドラインは、現時点で入手可能な情報を元に作成したものであり、今後さらに知見を得て改訂を行いたく、当面の暫定版としてお示しするものです。

※「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン2003」  
＜小鳥のオウム病の検査方法等ガイドライン＞ 参照

本ガイドラインは、国内の動物展示施設におけるオウム病集団感染事例の発生（注1）を受けて、迅速にトリのオウム病クラミジア（*C.psittaci*）の試験室内検査を実施するために必要な検体採取方法および検査方法と、検査の結果陽性となったトリの治療方法について、実地試験を含む検討を行って取りまとめたものである（注2）。

（注1）病原微生物検出情報IASR.Vol.23, No.10, 2002参照

<http://idsc.nih.gov/jp/iasr/23/272/tpc272-j.html>

発行：国立感染症研究所・厚生労働省健康局結核感染症課

（注2）本ガイドラインをもって、平成14年1月22日付け厚生労働省結核感染症課事務連絡「小鳥のオウム病の検査方法等ガイドライン（暫定版）」を改訂するものである。